

(2) 県外先進事例に学ぶ

① 社会教育と学校教育の連携を担うコーディネーターの試行的配置 (北海道)

★教育活動をより充実させるため、中学校2校に、試行的に社会教育主事有資格者を加配配置して、きめ細かな指導を行っている。

1 配置の概要

北海道教育委員会では、教育行政に望む基本姿勢として、授業改善と望ましい生活習慣の定着を車の両輪と位置づけながら、学力をはじめとする様々な課題に正面から向き合い、効果的な施策を総合的に進めている。重点施策は5つあり、その中に「北海道らしい生涯学習社会の実現」が唱われ、「学校支援地域本部などでの学習成果の活用」とあわせて平成24年度からは、「社会教育と学校教育の連携を担うコーディネーターの試行的配置」が取り組まれるようになった。

対象となる学校は、児童生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる学校であり、北海道教育委員会の社会教育主事経験者の教員から、適任と思われる者を選定し、道内の2校の市立中学校にそれぞれ1名ずつ加配を行った。

2 配置校での活動状況

(1) 士別市立多寄中学校

「学社融合アドバイザー」(市の役割)として毎週火曜日、社会教育施設(つくも青少年の家)に常駐し、勤務に当たっている。

○ 主な活動内容

- ・学校、地域の要望調査・士別市図書館との連携・市内社会教育施設、家庭教育サポート企業との連携(4~7月)
- ・学校支援地域本部事業との連携・宿泊研修プログラムへの指導、助言(4~12月)
- ・家庭教育サポート企業と連携した学校図書環境の改善・道立図書館と連携した読み聞かせ講座の実施(8~12月)
- ・教育課程に応じた提供プログラム集の作成(通年)
- ・その他:公民館主催の子ども会リーダー養成講習会の講師等

(2) 恵庭市立恵庭中学校

校務分掌において「地域連携担当」として位置づけられ、勤務に当たっている。

○ 主な活動内容

- ・小学生を対象とした「通学合宿」事業において、自校の中学生をボランティアとして関わらせ、食事の支援などを実施(中学校が関わるのは本年度が初めて)した。(コーディネート)
※「通学合宿」:集団生活を通じて、小学生の自主性や協調性を高めようと市内で毎年開催されている(10年目)
- ・その他:社会教育事業全般で取り組む

3 今後の方向性について

平成25年度も、「社会教育と学校教育の連携を担うコーディネーターの試行的配置」の取り組みは、道内の市立学校2校(士別市立多寄中学校・恵庭市立恵庭中学校)において継続し、実施する予定である。

② 嘴託社会教育主事制度（仙台市）

★市立学校に勤務し社会教育主事の資格を有する教員（管理職を含む）に対し、市教育委員会が任命する制度。青少年活動の指導、社会教育事業の企画・実施、社会教育団体の支援、地域とともに歩む学校の推進などの多様な活動を行っている。

仙台方式といわれる嘴託社会教育主事制度が発足したのは昭和46年のことである。平成23年には生涯学習の理念の広がりに対応すべく従来の要綱を見直し、嘴託社会教育主事の位置づけを明確化した。また、地域連携担当教員との連携強化など、嘴託社教主事の職務を明示し、具体的な行動の目標を明確にした。その目標の主なものは次の通りである。

- (1) 社会教育主事としての専門性を活かし、所属校における地域連携業務を行い、又は地域連携業務を担当する教員の支援を行う
- (2) 教育委員会が主催する生涯学習事業及び社会教育事業への協力
- (3) 市民センターにおける青少年の地域活動及び社会参加に係る事業への指導及び援助
- (4) 地域における社会教育関係団体の育成及び援助
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習又は社会教育の振興に寄与する業務であって教育長が定めるもの

嘴託社教主事の活動は、本務とする学校教育の場や地域に代表される社会教育の場など様々な場面で行われている。例えば、中央市民センター（公民館）主催のジュニアリーダーの育成では、研修の講師として嘴託社教主事が関わるとともに、企画・運営にも参加している。子ども会のインリーダー研修でも、嘴託社教主事とジュニアリーダーが協力して指導にあたっている。青少年健全育成事業は嘴託社教主事の大きな活躍の場の一つになっている。また、学校内においては、自ら地域連携担当教員となったり、地域連携担当教員と連携することで「地域とともに歩む学校」を推進している。

嘴託社会教育主事研究協議会は、昭和46年に嘴託社会教育主事制度の発足と同時に委嘱を受けた嘴託社教主事の会として設立された。協議会の目的は、「社会教育に関する調査研究及び事業を行うことにより、社会教育を推進すること」であり、目的達成のため会員の研修事業、市民センター（公民館）との連携事業、地域社会教育の推進などに取り組んでいる。

表14-1 嘴託社教主事の勤務校種及び職種・人数

学校種	人数	職種
小学校	168名	(教諭105名、主幹教諭8名、教頭31名、校長24名)
中学校	35名	(教諭29名、主幹教諭3名、教頭1名、校長2名)
高等学校	4名	(教諭4名)
中等教育学校	1名	(教諭1名)
特別支援学校	1名	(教頭1名)
合計	209名	(教諭139名、主幹教諭11名、教頭32名、校長26名)

表14-2 校種ごとの嘴託社教主事の配置校

学校種	配置校数
小学校	91校（全125校）
中学校	22校（全63校）
高等学校	2校（全4校）
中等教育学校	1校（全1校）
特別支援学校	1校（全1校）
合計	117校（全195校）

表14-3 社会教育主事有資格者（教員）の社会教育関係施設等への任用状況

部署名	教育局 生涯学習課	教育局 市民センター（6カ所）	教育局 泉岳少年自然の家
任用人数	3名	16名	5名

（いずれも平成24年度）

③ 社会教育先進地における社会教育主事の養成と配置

★各県独自の明確なビジョンを持って、社会教育主事を計画的に養成し配置している。

〔島根県の事例〕

現在も派遣社会教育主事制度を維持し、県内 19 市町村のうち 16 市町村に派遣している。県の費用負担は市で半額、町村で 4 分の 3 である。また、県内の 5 教育事務所に社会教育主事（企画幹）を各 1 名配置している。各市町村では、派遣社会教育主事を各種事業の調整役と認識している。あわせて公民館を人づくりの拠点と位置づけ、島根独自の「地域力」醸成プログラムを実施し、そこでも派遣社会教育主事が重要な役割を担っている。また、宿泊研修も含め、派遣社会教育主事に対する研修も充実している。派遣社会教育主事が学校へ異動した場合などには、校務においてその経験を生かして、学校と地域をつなぐ学校側の窓口の役割を担う例も多くみられる。

島根県全体では現在 200 名ほどの義務教育の教員籍の社会教育主事有資格者がおり、広島大学の社会教育主事講習に 20 名の派遣費用を確保し養成に努めている。（島根県内では国社研の社会教育主事講習[B]も行われるが、長期休業中ではないため、こちらは主に行政職員や公民館職員が受講している。）なお、島根県では県立学校籍の社会教育主事有資格者の養成は行われていない。学校と地域をつなぐ、ふるさと教育の推進役を担うとともに、社会教育主事となりうる資格を有する教職員を、すべての公立小中学校に配置することをめざし、広島大学への受講者推薦枠を 20 名に増やしたり、20 歳代の者であっても学校長の推薦があれば受講可能にしたりするなど、人数と年齢幅を広げ、多くの教職員に有資格者となつてもらうような施策を進めている。

〔福岡県の事例〕

福岡県では九州大学を会場に、毎年 40 ~ 50 名（うち約 20 名が教員）程度の社会教育主事を養成している。栃木県同様、県による予算措置が図られている。養成された有資格者は、現在県行政に約 60 名、学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）に約 500 名が勤務している。行政における主要な配置箇所は、県教育庁教育企画部社会教育課、教育事務所（県内に 6 か所）、社会教育関係施設（社会教育総合センター、青年の家、少年自然の家等）、知事部局関係課である。市町村への派遣社会教育主事制度は、平成 11 年度まで実施し、その後は行っていない。

福岡県教育委員会では、重点目標の 1 つである「福岡がめざす子どもの育成」に主眼を置き、学力の向上を図るための取組を推進している。社会教育においては、家庭教育支援と学校・家庭・地域の連携の 2 つを中心に、子どもたちの健全育成と学習環境の整備を図っている。事業内容の重点化を図ることにより、社会教育の必要性を的確に示し、「社会教育が必要とされ、社会教育主事（含有資格者）が活躍できる状況を作り出す」という方針で事業を推進している。のために、有資格者を対象とした研修会を、社会教育主事講習を主管する九州大学、並びに関係県と連携して実施している。

学校における有資格者の配置割り当てや活動内容については、県としての方針を明示しておらず、検討課題になっている。ただし、主に管理職に就いた有資格者による学社連携・融合に向けた効果は各校において明らかであり、今後これらの実践をもとに方向性を見いだしていく見込みである。

また、福岡県では社会教育主事から指導主事、指導主事から社会教育主事の人事交流が行われ、さらには主幹級職員においても学校教育と社会教育双方の事業打ち合わせが密に実施されており、相互の業務についての理解が深められ、関係各課の連携も図られている。

④ 地域との連携を担当する教員を配置している事例

★地域で子どもを育むため、学校と地域との連携の必要性が認識され、学校側の担当者として、各地で地域との連携を担当するする教員の配置が行われている。この傾向は、学校支援地域本部事業の伸展などもあり、全国に広がりを見せている。

「学校支援センター」への連携推進担当者の位置づけ（群馬県）

群馬県では、平成 16 年度から、地域の教育力を有効に活用した学校の教育活動の充実をめざして、地域の方々が学校の諸活動に協力するための拠点となる「学校支援センター」を設置している。その設置状況は、平成 24 年 5 月現在 100 %（市町村立小・中・特別支援学校 計 500 校）になっている。学校の空き教室等のスペースが確保されている割合は 38.3 % で、61.7 % は学校と地域が連携した機能のみとなっている。

連携推進担当者（教員）は、ボランティアが支援してくれる内容と学校が支援を求める内容や具体的な日程等について、調整役として校務分掌等に位置づけられている。内訳（平成 24 年の調査）は、教務主任が最も多く、次いで、教頭・副校長、教務主任以外の教諭の順であった。また、教頭と教務、教務と教諭というように複数名の担当者を置くところもあった。連携推進担当者（教員）の配置は校長の裁量範囲であり、校務分掌の一つとして義務づけられているものではない。また、連携推進担当者の配置や社会教育主事有資格者の割合についての調査は現在実施していない。

仙台市における地域連携担当教員（仙台市）

仙台市教育委員会では、仙台版学校支援システムの構築をめざし、平成 19 年度より各公立学校に地域連携担当教員を配置している。「仙台市教育振興基本計画（2012-2016）第 4 章（1）地域とともに歩む学校づくり」には、「地域連携担当教員としての活動の充実が示されており、「地域の方々、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関する仕事を担当し、学校と地域をつなぐ窓口となる教員のこと。」と定義されている。

地域連携担当教員は、管理職を除く教諭から選ばれ、学校の事情が許す限り複数配置をすることが求められている。また、先に述べたように仙台市では昭和 46 年より、同市独自の嘱託社会教育主事制度を実施しており、地域連携担当教員を配置する場合は、学校の事情が許す限り、嘱託社会教育主事を充てることとされている。現在では市内すべての小・中学校、中等教育学校に配置されている。これらの「学校支援のシステム」づくりは、学校教育部学びの連携推進室が担当している。生涯学習課が担当する嘱託社会教育主事制度との連携を強化しながら、両者が協力して「地域とともに歩む学校」を推進している。

きのくに共育コミュニティにおける地域連携担当教員（和歌山県）

和歌山県教育委員会では、各課横断型組織として「和歌山県教育庁共育コミュニティ推進室」を設け、平成 20 年度より国の学校支援地域本部事業を活用しながら、「地域共育コミュニティ」づくりを全県的に進めている。この事業では中学校区等を一つのまとまりとして、学校・家庭・地域が力を集結し、子どもたちを豊かに育み、人と人とのつながりを再構築することをめざしている。

本事業を推進するために、学校内では地域連携担当教員を選任し、この地域連携担当教員と、地域

住民等から選ばれた地域共育コーディネーターがキーパーソンとなって、学校と地域を結びつけながら、持続的、自立的につながっていける仕組みづくりを進めている。地域連携担当教員は、①教員のニーズのとりまとめや、地域からの情報の職員への伝達等校内での連絡調整、②学校からの希望の伝達と調整など、地域共育コーディネーターとの連携、③家庭・地域に向けての活動成果の情報発信などの業務を担当している。

「神戸っ子応援団」における地域連携担当教員（神戸市）

本事業は、学校支援地域本部事業を発展させたもので、平成23年度からの3年間で市内82のすべての中学校区で「神戸っ子応援団」を立ち上げ、地域ぐるみで子どもたちの健やかな育成を図る神戸市独自の取組である。平成23年度に教育委員会生涯学習課でスタートし、平成24年4月に神戸市こども家庭局が新設されたことに伴い「神戸っ子応援団」事業は教育委員会からこども家庭局に移管された。生涯学習課に籍のある教員2名が併任でこども家庭局の担当課長として配属され、神戸っ子応援団の立ち上げと普及に努めている。

連携担当教員は、応援団事業の推進役として、校務分掌に位置づけるように各学校に依頼されている。事務的な仕事を担いながら、学校の支援ニーズをまとめて応援団コーディネーターに伝えるなど、地域と学校との窓口となり、教頭の補佐役となることも期待されている。中学校では、生徒指導の担当教員が連携担当教員を担当するが多く、小学校では、PTAや地域とのつながりのある教員から選任されることが多い。なお、神戸市では教員籍の社会教育主事有資格者の計画的養成は行われていない。

地域連携担当の校務分掌への位置づけ（岡山県）

岡山県教育委員会では、平成24年2月に、県教育長名で、「地域連携担当の校務分掌への位置づけ」の通知を出し、平成24年度から県内のすべての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に地域連携担当の校務分掌が置かれた。背景には子どもの学習意欲の低下や基本的生活習慣の乱れ、体験活動の不足、コミュニケーション能力の低下などの課題があり、学校、家庭、地域の連携強化が必要となっていた。こうした中、教育長のリーダーシップの下、生涯学習課、教職員課、指導課、生徒指導推進室が一体となって地域連携担当の校務分掌への位置づけを推進した。

具体的には連携担当には、教諭が当てられていることが多く、そのうち小学校では約半数が教務主任となっている。続いて、小・中学校では副校長・教頭が多く、高校・特別支援学校では主幹教諭が多くなっており、事務職員や養護教諭、指導教諭が当てられているケースもある。地域連携担当は学校と地域をつなぐキーパーソンとして、地域コーディネーターとの連携・調整を行っている。設置にあたっては、県教育委員会が一体となって管理職をはじめ、担当者や事務職員への説明会の開催や、地域連携担当者研修を実施している。なお、岡山県でも教員籍の社会教育主事有資格者の計画的養成は行われていない。